調 査 項 目:大気汚染

調査した事項:環境保全のための措置の実施状況

事後調査計画書で計画したとおり、大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況について報告する。

#### 1. 調査地域

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度に影響が及ぶと考えられる計画地及び計画地周辺とした。

# 2. 調査手法

#### 2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

### 2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況 平成29年5月から平成30年8月末までの工事の施行中の随時とした。

#### 2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理により行った。

# 3.1 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6-1 (1)、(2) 及び表 6-2 に示すとおりである。

なお、大気汚染に関する苦情は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 8 月末までの間に 1 件寄せられた。苦情の内容は工事用車両ゲートを開けた際に飛散する土埃によるものであり、ゲートの開閉をこまめに行うとともに散水等の対策を講じた(表 6-3 参照)。

表 6-1(1) 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況(建設機械の稼働)

環境保全のための措置	実施状況
排出ガス対策型建設機械の使用に努める。	建設機械の稼働にあたっては極力、排出ガス対策型建設機械を採用した。(写真6-1)
建設機械の集中稼働を行わないよう、建設 機械の分散稼働に努める。	施工計画の詳細を検討し、建設機械の稼働を一時期に集中させることなく、また、特定の時間帯に集中稼働させることなく、平準化を行った。
最新の排出ガス対策型建設機械の使用に 努める。	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(通称:オフロード法)及び排出ガス第3次基準値をクリアした建設機械を極力使用した。(写真6-1)
必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。	粉じんの飛散防止対策として地上部での 散水を行った。 また、仮囲いを設置し、計画地外への粉じ んの飛散防止に努めた。(写真6-2、図6-2)
良質な燃料を使用する。	建設機械(ディーゼルエンジン仕様)に使用する燃料は、日本工業規格(JIS)にあったものを使用した。
アイドリングストップを厳守するよう徹 底する。	アイドリングストップの厳守について、朝 礼等の場で作業員に指導を行った。
建設機械の稼働にあたっては、不必要な空 ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。	建設機械の稼働にあたっては、不必要なふかし、急発進の禁止を朝礼や打合せにて周知・徹底を行った。

表 6-1(2) 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況(建設機械の稼働)

環境保全のための措置	実施状況
建設機械は、定期的な点検整備を行い、故障や異常の早期発見を行う。	建設機械の持ち込み時の「重機受入検査」、 毎日の始業前点検、月例点検等を実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持、管理に努めた。 また、車両系建設機械については、整備等に関する有資格者による「特定自主検査」を 実施した。
現場内を定期的にパトロールする中で、建 設機械の稼働に伴う影響を低減するよう環 境保全のための措置の実施状況を確認・指導 する。	現場内パトロールを行い、上記の保全措置 が遂行されていることを確認し、状況を撮影 した。
仕上工事で使用する塗料について、低 VOC 塗料の使用を検討する。	調査時点は土工事、地下躯体工事を行って おり、今後行う仕上工事には低VOC塗料を使 用する予定である。(写真6-3)

表 6-2 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況(工事用車両の走行)

環境保全のための措置	実施状況
工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けてタイヤ等に付着した泥の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。	工事用車両のタイヤに泥土が付着しない よう、場内には敷鉄板を設置した。また、適 宜現場内の清掃を行った。
低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、不要なアイドリングの防止を徹底する。	工事用車両については燃費性能の高い車種を極力使用し、汚染物質排出量の低減に努めるとともに、事前に車検証を確認する等、故障や異常がないことを確認した上で採用した。工事用車両に使用する燃料は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に適合したものを使用した。また、アイドリングストップについて、運転者に指導を行った。
工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員 を配置し、清掃に努める。	工事用車両の出入口に配置した。交通整理 員により、工事用車両の出入のない時間帯に おいて適宜清掃を行った。
工事作業員の通勤は極力、公共交通機関を 利用するよう指導する。	通勤は朝礼の場で工事作業員に公共機関 を利用するよう指導した。

表 6-3 大気汚染に係る苦情の内容と対応状況

苦情の内容	同内容の 苦情件数	対 応
工事用車両ゲートを開けた際に、 風で土埃が飛散する。	1	ゲートの開閉をこまめに行うとともに、散水を行った。 なお、現在では外構が整備され地表面が被覆されており、土埃 の飛散は解消されている。



写真 6-1(1) 排出ガス対策型建設機械の使用状況



写真 6-1(2) 排出ガス対策型建設機械の使用状況



写真 6-2 仮囲い設置状況



写真 6-3 低 VOC 塗料の使用状況

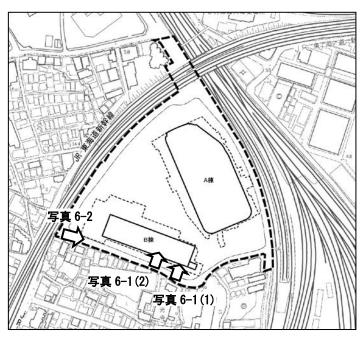
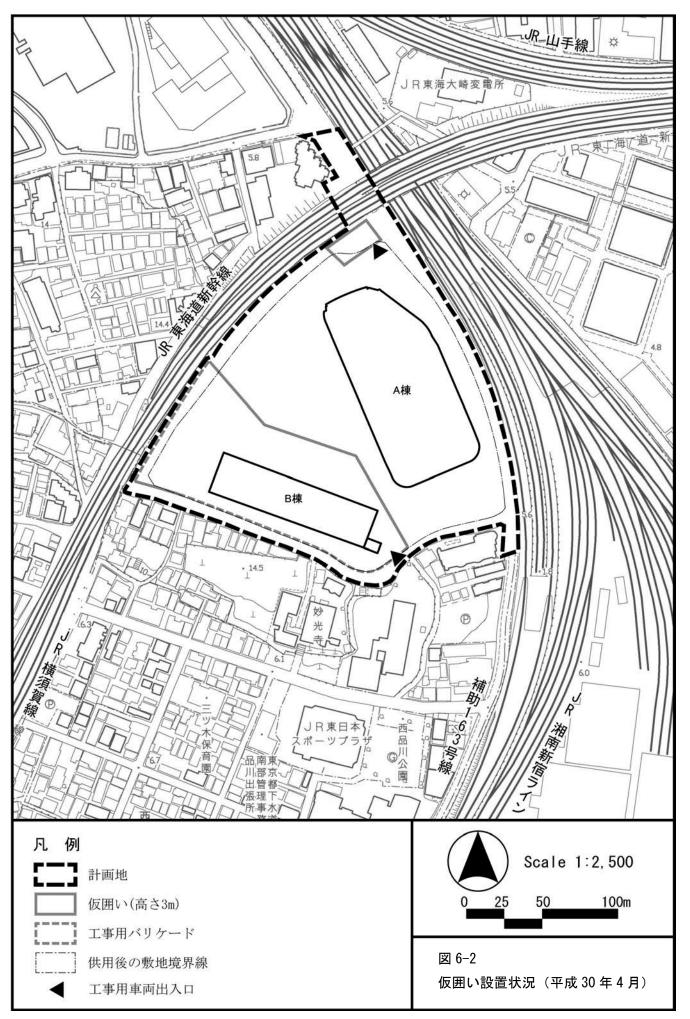


図 6-1 写真撮影方向



調 査 項 目:騒音・振動

調査した事項:環境保全のための措置の実施状況

事後調査計画書で計画したとおり、騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況について報告する。

なお、事後調査計画書で計画していないが、工事終盤時(外構工事時)に騒音・振動が大きくなることが予想されたため、現地調査を実施した。その結果は資料編(p.87~91)に示すとおりである。

# 1. 調査地域

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響が及ぶと考えられる計画地及 び計画地周辺とした。

#### 2. 調査手法

#### 2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

# 2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況 平成29年5月から平成30年8月末までの工事の施行中の随時とした。

#### 2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理により行った。

# 3.1 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりである。 なお、平成 29 年 5 月から平成 30 年 8 月末までの間に、騒音・振動に関する苦情は寄せられなかった。

表 7-1 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況(建設機械の稼働)

環境保全のための措置	実施状況
低騒音型建設機械の採用に努める。	工事期間を通して、低騒音型の建設機械を 採用した。(写真7-1)
仮囲い(高さ3m)を設置する。	敷地境界には、仮囲い(高さ3m)を設置 し計画地内で発生する騒音を抑制した。(写 真7-2、図6-2)
建設機械の集中稼働を行わないよう、建設 機械の分散稼働に努める。	施工計画の詳細を検討し、建設機械の稼働を一時期に集中させることなく、また、特定の時間帯に集中稼働させることなく、平準化を図った。
建設機械のアイドリングストップを厳守 するよう徹底する。	アイドリングストップの徹底について、朝 礼等の場で作業員に指導を行った。
作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十 分検討する。	工事に際しては、事前に施工計画の詳細検 討を行い、その結果を工事作業計画に反映さ せ、周辺への影響の低減に努めた。
特に住宅地に近接した計画地南側においては、可能な限り短時間で作業を行うよう、 作業手順を十分に検討する。	
建設機械の稼働にあたっては、不必要な空 ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。	建設機械の稼働にあたっては、不必要なふかし、急発進の禁止を朝礼や打合せにて周知・徹底を図った。
現場内を定期的にパトロールする中で、建 設機械の稼働に伴う影響を低減するよう環 境保全のための措置の実施状況を確認・指導 する。	現場内パトロールを行い、上記の環境保全 措置が遂行されていることを確認し、状況を 撮影した。

表 7-2 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況(工事用車両の走行)

環境保全のための措置	実施状況
規制速度を遵守する。	工事用車両の走行に際しては、公道及び現場内の規制速度を遵守するよう、朝礼等の場で運転者に指導を行った。
低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、不要なアイドリングの防止を徹底する。	工事用車両については事前に車検証を確認する等、故障や異常がないことを確認した上で採用するとともに、燃料は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に適合したものを使用した。また、アイドリングストップについて、運転者に指導を行った。
資材の搬入に際しては、走行ルートの限定、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。	工事用車両については、補助 163 号線から 出入りを行うとともに、安全走行について朝 礼の場で運転者に指導を行い、騒音及び振動 の低減に努めた。
工事用車両は、一時期に車両が集中しない よう、工事工程の平準化に努める。	事前に搬出入車両台数及び時間帯を確認・調整することにより車両の集中を避け、 平準化を図ることにより、騒音及び振動の低減に努めた。
工事用車両の出入り口には交通整理員を 配置して、通行人の安全確保に努めるととも に、交通渋滞とそれに伴う騒音の発生防止に 努める。	工事用車両の出入口には、常時交通整理員を配置し、通行人の安全を確保するとともに、交通渋滞の発生を防止することにより、 騒音防止に努めた。(写真7-3)
工事作業員の通勤は極力、公共交通機関を 利用するよう指導する。	通勤は朝礼の場で工事作業員に公共機関 を利用するよう指導した。



写真 7-1(1) 超低騒音型建設機械の使用状況



写真 7-1(2) 超低騒音型建設機械の使用状況



写真 7-2 仮囲い設置状況





写真 7-3 交通整理員の配置状況

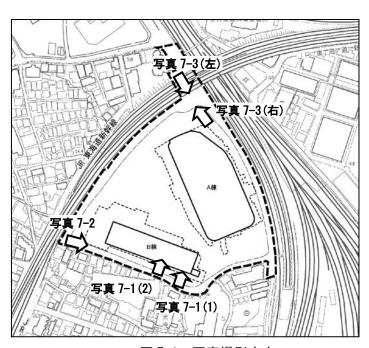


図 7-1 写真撮影方向

調 査 項 目:電波障害

調査した事項:環境保全のための措置の実施状況

事後調査計画書で計画したとおり、電波障害に係る環境保全のための措置の実施状況について報告する。

#### 1. 調査地域

調査地域は、計画建築物によるテレビ電波(地上デジタル放送及び衛星放送)の遮へい障害が及ぶ範囲とした。

# 2. 調査手法

# 2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

# 2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況 平成29年5月から平成30年8月末までの工事の施行中の随時とした。

#### 2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況 現地調査及び関連資料の整理により行った。

# 3.1 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 8-1 に示すとおりである。

なお、平成 29 年 5 月から平成 30 年 8 月末までの間に、電波障害に関する苦情は寄せられなかった

表 8-1 電波障害に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
計画建築物の地上躯体工事に伴い生じる 遮へい障害については、工事の進捗に応じて 障害発生前にケーブルテレビの活用等の適 切な電波受信障害対策を講じる。	現場事務所を窓口として、近隣からの相談 受付を行った。
工事の施行中におけるクレーンの非使用 時には、クレーンのブームを電波到来方向と 平行に向け、電波障害の発生を極力防止する ように配慮する。	クレーンの非使用時には、クレーンのブームを電波到来方向と平行に向け、電波障害の発生を極力防止するよう配慮した。
テレビ電波障害に関する住民からの問い 合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、 迅速かつ適切な対応を行う。	現場事務所を窓口として、近隣からの相談 受付を行った。
平成24年開業予定の東京スカイツリー(墨田区押上一丁目)から送信が計画されている地上デジタル放送については、送信条件が明らかになった後に、速やかに障害範囲を予測する。送信開始後、現地調査を実施し、計画建築物による電波障害が明らかとなった場合には適切な対応を行う。	東京スカイツリーからの地上デジタル放送について現地調査を行い、事後調査報告書(工事の施行中その1)において報告を行った。また、現場事務所を窓口として、近隣からの相談受付を行った。

調 査 項 目:その他(土壌汚染)

調査した事項:環境保全のための措置の実施状況

事後調査計画書で計画したとおり、予測・評価項目以外の項目として、土壌汚染に係る調査結果及び環境保全のための措置の実施状況について報告する。

#### 1. 調査地域

環境確保条例第 116 条、第 117 条及び土壌汚染対策法第 4 条の届出範囲となる計画地内 とした。

# 2. 調査手法

# 2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

### 2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況 平成29年5月から平成30年8月末までの工事の施行中の随時とした。

#### 2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況

環境確保条例第116条、第117条及び土壌汚染対策法第4条、第12条、第14条、第 16条に基づく関連書類等の整理により行った。

その他の項目(土壌汚染)に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 9-1 に示すとおりである。なお、平成 29 年 5 月から平成 30 年 8 月末までの間に、土壌汚染に関する苦情はなかった。

表 9-1 その他の項目(土壌汚染)に係る環境保全のための措置の実施状況

項目	環境保全のための措置	実施状況
土壤汚染	国際自動車教習所跡地については、「環境確保条例」に基づく、工場・部の「環境確保条例」に基づら、に基づいる。と数し、同条の第116条に基づる。公の一部をでは、一部でののでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	工事の着手にあたり、土壌汚染対策 法及び環境確保条例に基づく土壌汚 染状況調査を行ったところ、汚染土壌 が確認された。 そのため、土壌汚染対策法第14条に 基づく指定の申請を行い、汚染土壌が 確認された区域は、土壌汚染対策法に 基づく「形質変更時要届出区域」に指 定された。 指定された区域については土壌汚 染対策工事を実施しており、「形質変 更時要届出区域」の指定が解除され た。 これらの状況については「工事の施 行中その1」及び「工事の施行中その2」 において報告済みである。

調 査 項 目:その他(史跡・文化財)

調査した事項:環境保全のための措置の実施状況

事後調査計画書で計画したとおり、予測・評価項目以外の項目として、史跡・文化財に係る調査結果及び環境保全のための措置の実施状況について報告する。

#### 1. 調査地域

調査地域は、計画地内全域とした。

# 2. 調査手法

# 2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

#### 2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況 平成29年5月から平成30年8月末までの工事の施行中の随時とした。

#### 2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況 現地調査及び関連資料の整理とした。

#### 3. 調査結果

その他の項目(史跡・文化財)に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 10-1 に示すとおりである。

なお、平成29年5月から平成30年8月末までの間に、史跡・文化財に関する苦情はなかった。

表 10-1 その他の項目(史跡・文化財)に係る環境保全のための措置の実施状況

項目	環境保全のための措置	実施状況
史跡・ 文化財	埋蔵文化財を発見した場合には、 「文化財保護法」(昭和25年法律第214 号)に基づき適正に処置する。	平成29年5月から平成30年8月末までの間に、遺跡・埋蔵物等は発見されていない。